

# AUTOID & COMMUNICATION EXPO

## 第22回 自動認識総合展大阪

### 出展申込書

※控え用としてコピーをお取りいただき、本申込書は郵送(メール添付)にてお送りください。  
本展の規約(裏面)を了承し、首記展示会に下記のとおり出展を申し込みます。

2025年 月 日

(JAISA 会員 / 非会員)

●会社名(和文)

㊞

●会社名(英文)

●URL:(ご記入いただいたアドレスは本展示会ホームページよりリンク設定いたします。)

※共同出展社がある場合は下記にご記入ください。(複数の場合は、1. A社、2. B社のご記入ください)

●共同出展社名(和文) (JAISA 会員 / 非会員)

●共同出展社名(英文)

●URL:(ご記入いただいたアドレスは本展示会ホームページよりリンク設定いたします。)

●展示担当者ご住所 〒

●展示担当者所属部課名

(フリガナ)

●担当者氏名

●TEL

●FAX

●E-mail(必ずご記入ください)

●出展小間数および出展料金(本体価格)

スペース渡し小間  パッケージ小間

小間単価( ) × 出展小間数( ) = ( )

小間料金単価表

出展料(1小間単価)		
種別	スペース渡し	パッケージ装飾付き
JAISA会員	220,000円 <small>(本体価格200,000円、消費税10%20,000円)</small>	308,000円 <small>(本体価格280,000円、消費税10%28,000円)</small>
非会員	275,000円 <small>(本体価格250,000円、消費税10%25,000円)</small>	363,000円 <small>(本体価格330,000円、消費税10%33,000円)</small>

◆UHF帯RFID実演展示(920MHz帯)についていずれかにチェックしてください。

実演展示を行う予定  実演展示を行いません

●希望小間アレンジ  並列小間(4小間まで)  ブロック小間(4小間以上)  独立(6小間以上)

●招待状希望部数[無料]( )部

●主な出展物

●申込締切日: 2025年10月24日(金)

●本申込書の送付先 <展示会事務局> 株式会社 シー・エヌ・ティ

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-24-3-4F TEL.03-5297-8855 FAX.03-5294-0909

# 規約

## I. 出展小間料の請求と支払い

主催者が出展申込書を受け取り、記載内容について承認の後、出展社に出展小間料を請求します。出展社は12月末日までに主催者指定の口座に振込むものとします。なお、手形でのお支払いはお受けできません。

また、振込手数料は出展社が負担するものとします。なお、指定日までにお振込みいただけない場合、出展申込を取り消す事がありますのでご了承ください。(但し、その場合もキャンセル料をお支払いいただきます。)

## II. 出展申込後の取消し

出展申込後の小間の取消・変更は原則として認めないものとします。但し主催者が不可抗力と認め解約を承認する場合、下記の通り出展社はキャンセル料を主催者に支払うものとします。(申込締切後のキャンセルは、キャンセル料がかかります。また、主催者が出展社からの書面による解約通知を受領した日を基準とします。)

(1) 2025年10月25日(土)から2025年11月25日(火)まで  
小間料金の50%

(2) 2025年11月26日(水)以降 小間料金の100%

出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、すぐにこれを支払うものとします。出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超えているときは超過分を主催者より返還します。

## III. 出展料に含まれる費用

展示スペース

基礎小間(バックパネル・サイドパネル/オクタノルム仕様)、基準時間内の会場使用料金、共用施設の工事費および維持費(受付、看板等)、来場者プロモーション費、会場図掲載費、ユーザ向け招待状作成費、来場者サービスにかかわる費用(会場案内などの製作)、会場事務局運営・安全管理・警備費用

## IV. 出展料に含まれない費用

出展社の自社小間装飾費、搬入費および運営費用、電気・ガス・水道などの設備(一次幹線工事費および二次側工事費と使用料)、通信回線の架設費用と通信料金、自社出展物および対人傷害などの保険料、会場設備・備品および他社展示物の破損・紛失弁償、放置された装飾資材などの残材、ゴミ処分に係る費用、その他通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

## V. 小間位置の決定

小間の位置は、主催者が決定した図面をもとに、出展社が一堂に会した場所で行う公開抽選とします。

公開抽選後も主催者は入場者整理の都合上、または展示効果向上のために小間図面を変更しそれに関連して小間を再配置する権利を有します。その際、出展社は、小間位置の変更に対する賠償請求はできません。

## VI. 小間の転貸等の禁止

出展社は、自社の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換、あるいは譲渡することはできないものとします。

## VII. 共同出展の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申込み、共同出展する社名等を申込時に主催者へ通知するものとします。

事務局からの連絡は代表1社とさせていただきます。

## VIII. 出展物等の設置及び撤去

(1) 出展物等の会場への搬入と設置は、後日主催者より通知された時間内におこなわれるものとします。

出展社が2026年2月18日(水)16:00までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際出展社は、同日に解約した場合のキャンセル料を主催者に支払うものとします。

(2) 会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は必ず出展社は主催者の承認を得た後、作業をおこなうこととします。

(3) 小間内の出展物及び装飾物等は、2026年2月20日(金)19:30までに撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは出展社の費用で主催者により撤去されるものとします。

## IX. 展示場の使用

実演又は他の宣伝営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとします。各出展社は実演又は宣伝活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任をもつものとします。また、出展社は本展示会開催主旨に合致した製品のみ出展するものとします。

他の小間に隣接している場所では、いかなる方法でも隣接する小間の妨害となる方法で自社の小間を建設しないことに同意するものとします。

隣接の小間から苦情が出た場合、主催者の展示会運営上の立場からみて小間の変更が必要であると考えられるときは当該小間の出展社はその変更へ同意するものとします。

展示物についての高さ制限はありませんが、装飾物についての高さは2.7m以内とします。装飾物などいかなる部分も割当てられた床の範囲を超えてはならないものとします。

主催者はその音、操作方法、材料又はその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、又、主催者の立場からみて、展示会の目的と両立しない展示物を禁止又は撤去する権限を有するものとします。この権限は人、物、行為、印刷物及び主催者が問題があるとする性質のすべてのものに及ぶものとします。

上記の制限又は撤去の場合、主催者は出展社に対しいかなる返金又はその他展示費用負担の責を負わないものとします。

## X. 来場者個人情報の取り扱いについて

出展社は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守してください。特に第三者提供を行う場合は、必ず本人から同意をとってください。

出展社は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営してください。

出展社は、展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、削除、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。出展社が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の該当者との間で、紛争などが生じた場合は、両者が協議して当該紛争の解決にあたってください。

主催者はその際の責任を負いません。

## XI. 出展企業個人情報の取り扱いについて

事務局指定の各協力業者(基礎工事、電気等)から出展手続きに関する各種事務連絡・各種請求業務など、出展社の便宜を図るため担当者のご連絡先を各種協力業者に開示する場合がございます。

## XII. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる損失又は損害についてその責任を負いません。

## XIII. 損害賠償

出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

## XIV. 保険

会場への展示物搬入開始から撤去までの期間必要と思われるものについて損害・傷害保険に加入することをおすすめいたします。

## XV. 展示会の延期・中止

(1) 以下の場合により、主催者は展示会の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、中断、会期の短縮および会期日程や会場の変更をすることがあります。

- 展示会が開始される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断した場合。
- 政府、行政、及び公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないとして判断した場合。
- 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合。

(2) 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めにやらない事由を指します。

(3) 出展社はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展社に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

(4) 会期前、会期開始後に中止、中断と判断した場合、お申込みいただいた出展料はそれまでにかかった合理的な経費を差し引きご返金いたします。

## XVI. 規定の遵守

出展社は、主催者が定める一連の規約を本契約の一部とし、これを守ることに同意するものとします。更に、出展社は主催者の全ての規約を本展示会の利益保護の為に解釈し、その実行に協力するものとします。